

令和6年度 大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務仕様書

1 業務名

大阪府議会広報テレビ番組等制作及び放送業務

2 事業目的・内容

(1) 事業目的

大阪府議会の取組みや活動を府民に分かりやすく伝え、府議会への関心や理解を高めることを目的とする。

(2) 内容

以下のアからクのとおりとする。ただし、番組本数及び番組時間についての制限は課さない。

ア テレビ媒体の特徴を活かし、かつ他のメディア媒体を活用することにより、インパクトが強く議会広報としての事業効果が見込まれるテレビ番組を企画・制作し効率的に放送すること。

イ 大阪府議会広報としての品位を保つ内容であること。

ウ 大阪府議会に関心をもってもらえるような内容であること。

(大阪府議会の広報番組であることがわかる内容であること。)

エ 大阪府議会の取組みや活動など府民に分かりやすく伝わる内容であること。

オ 大阪府域を網羅する地上デジタル放送又は提携する放送局の放送可能の内諾を得られること。

カ 番組の地上デジタル放送の加重平均視聴率5%以上を目標とすること。

キ 全年齢層にわたる府議会活動に対する無関心な層に訴求できるものであること。

ク 放送終了後に、番組に対する視聴者満足度や府議会の認知度向上など番組放送による効果検証を行うため、有効な調査結果となるサンプル数を確保した調査を行い、報告書を提出すること。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

4 履行場所

大阪府議会の指定する場所

5 委託上限額

25,158千円(消費税及び地方消費税を含む)

6 企画提案を求める事項

以下の(1)から(8)の事項について提案すること。

(1) コンセプト

- (2) 具体的な企画内容、出演予定者（明記した者の変更は原則不可）、府民参加及びロケーションVTRの使用等の有無を明記すること。
- (3) 番組制作及び放送の体制
 - ・番組制作会社の名称、放送予定の放送局名を明記すること。
 - また、制作実績等業務概要資料を添付すること。
- (4) 放送時間帯、放送時間および本数
 - ・放送時間帯の変更は原則不可
- (5) 視聴率
 - ・想定する番組の前年同期(予定月を含む3ヶ月)の同曜日同時間帯の平均視聴率を明記すること。
 - ※放送時間が5分以内であれば5分、5分を超え30分以内であれば30分、30分を超え1時間以内であれば1時間の平均値
 - ※また、その挙証資料（ビデオリサーチ等の視聴率の写し等）をすべて添付すること。
- (6) 他のメディア媒体の活用方法
 - ・ユーチューブ等での配信を提案する場合は、想定再生回数を明記すること。
- (7) 放送事前宣伝等
 - ・事前宣伝の有無、方法、媒体、予定宣伝回数等を明記すること。
 - ・出演者の露出の有無についても、できる限り言及すること。
 - ・事前宣伝以外で番組を広く効果的に広報する手法の有無、方法、媒体、予定回数等を明記すること。
- (8) 二次使用の有無
 - ・別媒体での活用(動画、写真、ロゴ、タイトル商標など)の許容範囲について、明記すること。
 - ・放送関連情報の提供についても明記すること。

7 守秘義務

本業務を通じて知り得た情報は本業務以外の利用は不可。

8 その他

- (1) 業務の実施にあたっては大阪府議会の指示に従うこと。
- (2) 大阪府議会とあらかじめ調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (3) 提案内容は、行政機関等との調整により実施不可になる可能性があること
- (4) 業務を実施するにあたり、総括責任者及び各業務の責任者を定めること。
- (5) 業務に使用する物品は、環境に配慮したものとすること。
- (6) 番組制作及び放送業務遂行するにあたり障がい者等への配慮を行うこと。
- (7) 業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、大阪府議会と受注者で協議の上、業務を遂行すること。